

令和 2 年第 1 回（3 月）

# 川口市議会定例会

一般議案

（議案第 49 号）

令和2年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 49号 控訴の提起について（境界確定等請求事件）……………	1
-----------------------------------	---

## 議案第 49号

### 控訴の提起について

さいたま地方裁判所平成29年（ワ）第2274号境界確定等請求事件に関し、令和2年2月14日付けの判決に不服があるので、次のとおり東京高等裁判所へ控訴を提起する。

### 記

#### 1 当事者

控訴人となるべき者 川口市青木2丁目1番1号  
川口市

川口市長 奥ノ木信夫

被控訴人となるべき者 川口市芝樋ノ爪2丁目3番1号  
安部壽美子

#### 2 事件の内容

本件訴訟は、被控訴人となるべき者（第1審原告）が、本市（第1審被告）に対し、自身の占有する土地の一部を本来本市に所有権があるとした上で、時効の成立により所有権を取得したことの確認を求めるとともに、被控訴人となるべき者（第1審原告）の隣地住民（第1審被告）に対し、所有権の確認を求め、一部土地の明け渡し等を求めたものである。

#### 3 判決の内容

- (1) 原告と被告川口市との間で、原告が別紙図面のMP6、B15、B17、B18、B19、B22、B24、KP. 3、B26、P52、P51、P50、P56、MC3、P49、MP6の各点を順次直線で結んだ範囲の土地につき所有権を有することを確認する。
- (2) 原告と被告住民との間で、原告が別紙図面のMP6、B15、P56、MC3、P49、MP6の各点を順次直線で結んだ範囲の土地につき所有権を有することを確認する。
- (3) 被告住民は、原告に対し、別紙図面のMP6、B15、P56、MV5、P49、MP6の各点を順次直線で結んだ範囲の土地を明け渡せ。
- (4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

#### 4 控訴の要旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人となるべき者の控訴人となるべき者に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人となるべき者の負担とする。

#### 5 訴訟遂行の方針

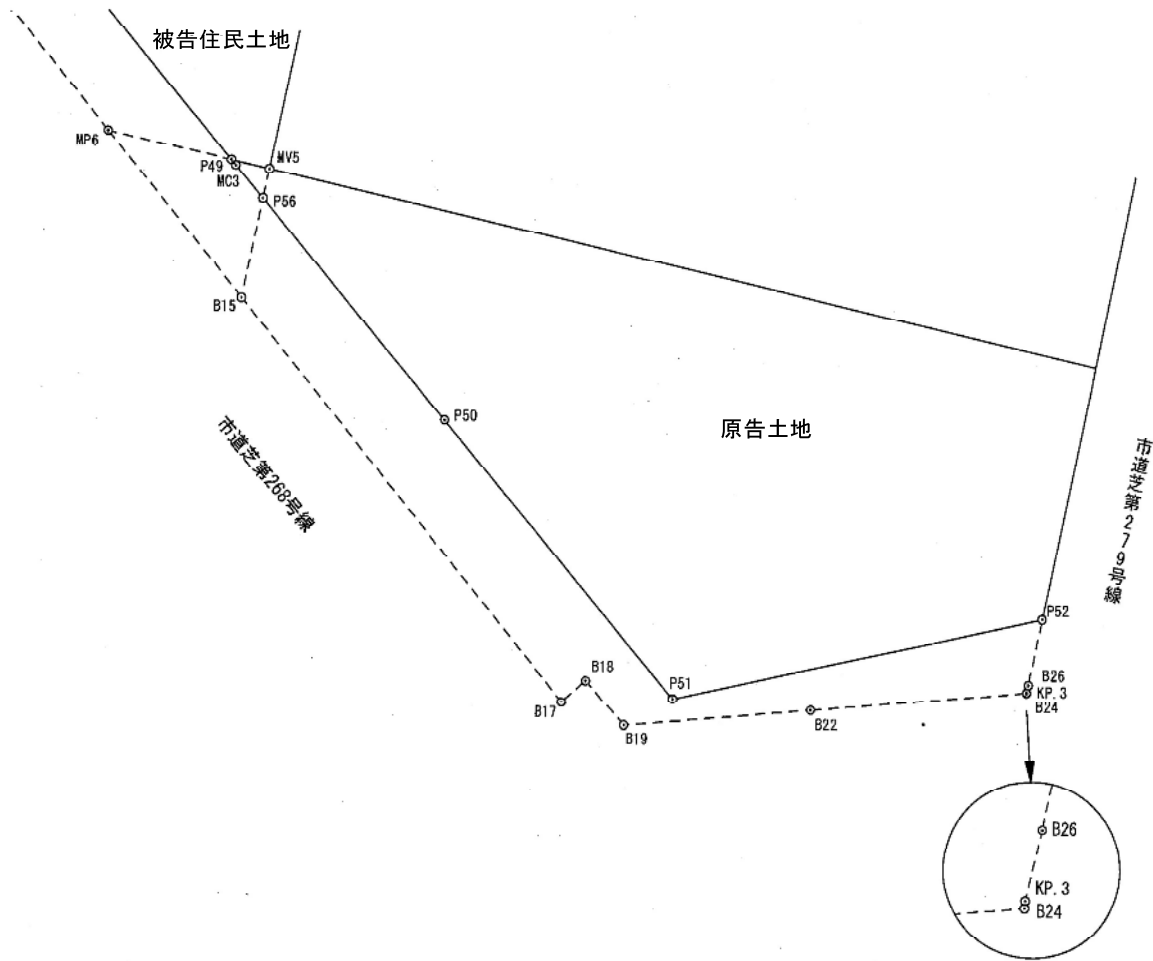
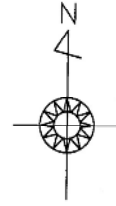
市は、上記訴訟の判決の結果必要と認める場合は、上告することができる。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

# 別紙図面

## 川口市芝樋ノ爪2丁目



凡 例	
——	現況境界
- - - -	原告主張